

第22期第3回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和3年8月31日（火）午後1時30分～午後2時30分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、
工藤 義彦、伊藤 公男、大竹 敦（9名出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰
事務局：斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人
農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実、山田 美沙登

3 議事事項

- (1) 令和3年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について（協議）
 - ① 協議会の開催の可否について
 - ② 照会事項について
- (2) 秋田海区漁業調整委員会指示（大増川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）
- (3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）
- (4) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和4年度要望）について（協議）
- (5) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② 第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について
 - ③ その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

ただ今より、第22期第3回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。杉本委員からは欠席とのご連絡をいただいております。出席委員数が9名で、出席委員が過半数に達していますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今年の秋田県は大きな災害もなく、田んぼの稲も順調に育ち、稲刈りも例年より早くなるのではないかと考えております。一方、海では2ヶ月の休漁期間が今日で終わり、いよいよ明日か

ら底びき網漁が再開されます。今年は豊漁になることを願っております。

先月の下旬にはクロマグロの国際会議の作業部会が開かれ、30kg以上の大型魚を15%増枠することで合意されたようですが、残念ながら小型魚については現状維持ということになったようです。年末に開かれる会議で最終合意を得られましたら正式に決定となりますが、決定した場合、日本全体では732トンの増枠となりますので、これを受けて、本県にもそれなりの増枠があるのではないかと期待しております。

前回の委員会で、新潟・山形・秋田3海区の連絡協議会については9月上旬に方向性を決めるということにしておりましたが、現在の新型コロナウイルスの感染状況から、緊急事態宣言区域も拡大されており、昨年引き続き、対面での開催はかなり厳しいように思います。後ほど議題の中で皆様のご意見を聴きながら最終的な決定をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、後藤前委員、澤木前委員に対して、連合会70周年記念の水産庁長官表彰がありました。齋藤書記とともに、直接ご本人に感謝状をお渡ししましたことをご報告させていただきます。

今回は、毎年秋に指示を発動している大增川のさけの採捕制限についての議題もあります。本日も皆様のご協力を得てスムーズに議事進行できますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○事務局（齋藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は鎌田委員と大竹委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鎌田委員、大竹委員

はい。

7 議事

議題1：令和3年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について（協議）

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願ひします。

○事務局（齋藤）

まずは、3海区連絡協議会の開催の可否についてです。前回の委員会で、新型コロナウイルスの収束を見込んで開催時期を例年より遅い10月としておりましたが、未だ収束しておらず、委員が集まって協議会を開催できる状況ではないため、中止したいと考えております。委員の皆様のご意見をいただければと思います。

次に、協議会の照会事項についてです。協議会の開催の有無にかかわらず、会議資料

である照会事項は取りまとめることとしておりました。前回の委員会で、取り上げたい事項がありましたらお知らせくださいとお願いしておりましたが、特にございませんでしたので、事務局で案を作成しております。昨今話題になっている洋上風力発電に関して、秋田県だけでなく、山形県・新潟県沖でも建設の話がある模様です。「洋上風力発電建設に係る海区漁業調整委員会の関わりと漁業振興策について」と題し、「各県では洋上風力発電設置について検討等が行われていることと思うが、各海区はどのように関わっているか情報交換したい。また、洋上風力発電設置については、漁業振興策等が進められると思うが、具体的な内容及び県の関わりについて情報交換したい。」という内容で照会をしたいと考えております。この照会内容でよろしいか、ご協議をお願いします。

○議長

協議会開催の可否と照会事項について、2つの説明がありました。最初に、協議会開催の可否について、何かご意見はございますか。

○委員

(「開催は難しいだろう。」の声あり)

○議長

事務局の説明どおり、開催しないということによろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

それでは、開催しないこととします。

次に、照会事項についてですが、ご意見、ご質問はありますか。洋上風力について、秋田海区では情報提供のみ行っておりますが、他の海区ではどのような扱いをしているか知りたいという旨の照会です。事務局の案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

それでは、案のとおりといたします。協議会を開催しないことも含め、事務局で山形、新潟海区へ連絡手続きをお願いします。

議題2：秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について （協議）

○議長

それでは次に移ります。議題2について、事務局から説明願います。

○事務局（松井）

平成20年から委員会指示を発動いただき、大增川河口での遡上さけ親魚の保護を図ってきたところです。

河口域での県職員による巡回に関する資料をご覧ください。昨年、10月6日に現地に指示看板を設置しました。県の取締職員が全県で延べ17回の巡回を行い、委員会指示の出ている大增川には11回の巡回を行っていますが、遊漁者は確認されておりません。しかし、近隣の滝川には河口周辺で刺網を持っている漁業者がおり、注意を行っておりま

す。

次に、ふ化場職員による調査ですが、昨年度は密漁の痕跡は見られなかったとのことでした。

続いて、親魚採捕及び稚魚放流について、現在、野村川ふ化場での採卵親魚は全て大増川に遡上したさけを用いており、昨年は10月から11月中旬にかけて親魚を5,470尾採捕し、稚魚を約370万尾生産・放流しております。

委員会指示の案文については、昨年と同様に、大増川河口中央から半径200メートル以内の海域を禁止区域とし、告示の日から令和3年12月31日までのさけ採捕を禁止する内容としております。河川内に入ったさけは水産資源保護法及び秋田県漁業調整規則により、増殖のための特別採捕許可がなければ採捕が禁止されておりますが、海面の河口域についても、昨年度と同様に委員会指示を発動し、親さけの保護を図りたいという主旨です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

大増川河口でのさけ採捕規制にかかる委員会指示を昨年に引き続き発動したいとのことですが、皆さまのご意見を伺います。

○三浦委員

200メートルの根拠は何でしょうか。

○事務局（松井）

例年この200メートル以内の範囲としているのですが、あまり大きく広げると他の漁業をやっている区域まで及んでしまうため、他の漁業との兼ね合いにより決めております。

○議長

三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員

はい。

○議長

他にご意見・ご質問がなければ、今年もこの内容で指示を発動するというところでよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、指示を発動することといたします。事務局で手続きをお願いします。

議題3：令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）

○議長

それでは、次に移ります。議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

6月8日に行われた前回の委員会で、全国海区漁業調整委員会連合会の総会が書面により行われ、加藤会長にご回答いただいたことについて報告しております。その後、6月11日付けで全ての議案が承認されたとの結果報告がありましたので、ここで報告いた

します。

また、総会資料の中で、特に重要と思われる議案について説明いたします。

第3号議案の協議事項（中央要望活動）は、いわゆる国へ提出する要望書の内容についての審議です。秋田海区では、太平洋クロマグロの資源管理について要望しており、「漁獲枠は零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること」、「漁獲枠配分は長期的な漁獲実績を考慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じないように見直すこと」、「親魚保護の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期における操業を制限するなど資源管理対策を強化すること」、「遊漁者及び遊漁船業者に対し、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入をすること」等が秋田海区からの要望が反映された部分となります。

次に、第5号議案の新役員について、第17期全国海区漁業調整員会連合会会長は、静岡海区となりました。また、日本海ブロック関係では、副会長として福井海区から、理事として青森県西部海区、富山海区、但馬海区、鳥取海区から選出されております。

続いて、表彰関係について説明します。先の委員会でも報告しておりますが、後藤前委員、澤木前委員が海区漁業調整委員会70周年記念大会の表彰を受けております。先月、感謝状が事務局に届きましたので、8月4日に、現地に赴き、加藤会長から直接感謝状をお渡しいただきました。大変暑い日で、八峰町からにかほ市、男鹿市、そして秋田市と長距離を移動していただき、ありがとうございました。

最後に、今年度の全漁調連の一般表彰、事務局員褒賞ですが、10年以上の職歴が必須であり、今回は該当者がいないことも併せて報告させていただきます。

○議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○委員

（特になし）

○議長

それでは、次に移ります。

議題4：令和3年度全国漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和4年度要望）について（協議）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

昨年度のブロック会議は福井海区が担当でしたが、新型コロナウイルスの影響により書面決議となりました。

今年度は京都海区が担当となっておりますが、先月末に、今年度についても書面決議とする旨の連絡があったところです。

この会議では、次年度の国への要望について協議しますが、そのたたき台となる各海区の要望を事前に提出しておく必要があります。これまで秋田海区では、クロマグロの資源管理について要望しておりますが、先のクロマグロ国際会議において、漁獲枠が大型魚で15%増加する見込みとなったものの、クロマグロの資源管理は引き続き重要と考

え、事務局で案を作成しました。

要望案は、令和3年度要望をベースに、現状に合わせ修正したものです。提案理由・要旨等では、広域漁業調整委員会から遊漁者に対する委員会指示が発動されたこと、また、国際会議で大型魚について15%増枠される見込みであり、更に枠拡大に向け調整を図ってもらいたいこと等を追記しております。

項目1について、従来は、沿岸漁業者に配慮した枠配分をお願いしていましたが、増枠分についても同様に沿岸漁業者に配慮するよう書きぶりを修正しています。

項目3について、遊漁者等の操業について操業自粛等を強く指導できる体制整備をお願いしていましたが、今回、委員会指示が発動されたことから、その指示の確実な履行の確認体制を整えるよう書きぶりを修正しています。

また、項目4を新たに追加しました。漁業者は、クロマグロ資源量の増加を感じているものの増枠がされない状況から、国際会議において、国が科学的データを示した上で増枠を強く働きかけることを記載しました。

以上のとおり、令和3年度要望を修正し、令和4年度案としておりますので、ご協議よろしく申し上げます。

○議長

昨年度と同様に太平洋クロマグロ資源管理について令和4年度も要望していきたいということで、ご意見はございますか。

○伊藤委員

漁獲枠の更なる拡大に向け強力に働きかけるということについて、我々漁師としては、クロマグロは年々増えていると感じているので、是非積極的に働きかけてほしいと思います。

○議長

この度、3年越しにようやく増枠の見込みとなりましたので、引き続きデータを示して増枠を働きかけていただきたいと思います。他にございませんか。

○委員

(特になし)

○議長

それでは案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

それでは事務局で手続きをお願いします。

議題5：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは、次に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局(斎藤)

洋上風力発電関係について報告します。

はじめに、第1ラウンドの能代市・三種町・男鹿市沖の促進区域と由利本荘市沖の促進区域についてですが、国による事業者の評価・選定作業中であり、前回から新たな動きはありません。

次に、第2ラウンドの八峰町・能代市沖については、6月29日に第3回協議会が開催されました。まず、想定出力量について、当初16万kWとしていた出力を36万kWに拡大したという説明がありました。風車そのものの大型化や、未使用送電容量を活用するノンファーム型接続を活用し、出力アップを図ったとのことでした。

また、漁業影響調査手法の検討に係る実務者会議については、第1回協議会において、秋田県漁協加賀谷組合長から、「漁業影響調査は事業者が選定される前からその手法について検討し、早い段階から調査をすべき」との発言があったことを受け、設置されることとなりました。現在、県水産振興センター、水産資源研究所、海洋生物環境研究所で、漁業影響調査の手法についての案を作成しているところです。案ができ次第、実務者会議が開催され、内容を更に検討することとなっております。

また、第1ラウンドと同様、八峰町能代市沖でも売電収入の0.5%を目安に基金へ出捐し、漁業協調・共生策等を講じることとなっております。

また、この協議会のとりまとめは、第1ラウンドのものとはほぼ同じ内容ですが、追加された部分について説明します。

まず、「(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査について」、災害時の電力供給の配慮、地方自治体が講じる施策への配慮、観光資源活用・環境教育・広報についての配慮に関する項目が追加されております。

また、発電事業による漁業への影響について配慮する旨を記した項目に、「内水面漁業への配慮」という言葉が追加されております。これは、海と川を往来するサケ、マス、アユ等を想定したものです。

最後に、「(4)洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点」に、海洋工事を実施する際には関係漁業者に丁寧な説明・協議を行うこと、工事内容や時期・漁業の操業等について適切に調整することが追加されております。

以上が、第3回協議会の概要です。

なお、国では、8月11日～25日に、促進区域指定に向けたパブリックコメントを実施済みです。今後、第三者委員会の意見を聴いた後に、促進区域指定について判断されることとなっております。第2ラウンドの八峰町・能代市沖については、以上です。

最後に、第3ラウンドの男鹿市、潟上市、秋田市沖についてです。昨年であれば既に有望な区域の指定の公表が行われていたのですが、今年は未だ公表されていない状況です。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(特になし)

○議長

それでは次に移ります。

② 第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について

○議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

本委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うものです。7月30日に臨時の委員会が開催され、道府県互選委員として、大竹委員にウェブ会議にご出席いただきました。

議題は、「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示」で、今年の6月1日から、遊漁者によるクロマグロの採捕に対して規制されることとなりましたが、更に追加の指示について協議が行われました。具体的には、遊漁者は、6月からクロマグロの30kg未満の小型魚は採捕禁止、30kg以上の大型魚は採捕実績を水産庁に報告することが必要となりました。規制が始まって間もなく、6月中旬には、大型魚の採捕報告の数量が、水産庁が当初想定していた数量を上回ったことから、資源管理に支障をきたすおそれがあるとして、今回の委員会では追加の指示として大型魚の採捕の禁止措置について協議が行われました。太平洋、瀬戸内海広域漁業調整委員会でも同様に協議が行われ、いずれの委員会でも大型魚の採捕禁止措置について指示が出されることとなりました。

追加の指示を受け、大型魚の採捕の制限について8月20日付けで公示され、これにより、遊漁者は令和4年5月末まで、小型魚、大型魚ともに全国どこの海域でも採捕が禁止となっております。報告は以上です。

○議長

この指示を出したことは、漁業者にとっては良いことと思いますが、しっかり守られるように今後どうするかが重要だと思います。ただいまの説明について、ご質問はありますか。

○大竹委員

私はこの会議に出席させていただきました。民間の釣り団体から参考人として意見聴取が行われ、一般社団法人全日本釣り団体協議会、NPO法人ジャパングームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会、これら3団体から代表の方が意見を出しました。具体的に言うと、「もっと釣らせてほしい」だとか、「お金をかけて遊漁をしているので、経済効果はかなり大きいのではないか」というものでした。

山形海区の会長からは、山形では一人で相当な量を釣っている者もいるという話がありました。自分で食べる分を持ち帰るのであれば1尾のみで十分であり、数尾持ち帰るのは販売目的であると考えられるため、「持ち帰るのは1尾だけ」というように規制を検討してはどうかという話もありました。

また、遊漁団体からは、「道具を上手く使えば高確率で生きたまま放流できる」との声もありました。

○工藤委員

放流は、マグロに触らなければ縄でも何でもできるが…遊漁は経済効果があるから釣らせてくれというのが、遊漁者が獲らない分を漁業者に回してくれれば水揚げ金額が上がるのではないか。

遊漁者が小さいマグロを何本も釣っているのを見て、漁業者が注意したところ、その

遊漁者に逆上されたという話もある。取り締まるのはあくまでも国だということであり、しっかりと守られるようにしてほしい。

○議長

この指示について、遊漁者への周知はどのようにしているのですか。

○事務局（保坂）

県内の遊漁団体へパンフレットとポスターを送付、遊漁船業者全てにポスターと文書を送付しており、今年に入ってから3回周知をしています。また、新潟漁業調整事務所による巡回も行われており、県内ではマリーナや能代港の船溜まりを中心に巡回・指導をしたと聞いております。

○伊藤委員

この指示について、罰則はあるのですか。

○事務局（保坂）

委員会指示に対して従わない場合には、農林水産大臣が「指示に従うように」と命令します。その命令に従わない場合に、罰則が適用され、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

また、国が今年初めてこのような指示を出したということで、今後の状況を見ながら、対応を厳しくすることも考えていくとのことでした。

○議長

現在の様々な状況を踏まえてこのような指示を出すまでに至ったということで、しっかり周知をしながら、守らせるための方策を考えなくてはならないと思います。

③ その他

○議長

それでは次に移ります。「③その他」について、何かありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

ないようでしたら、次に移ります。

8 その他

○議長

議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

（発言なし）

○議長

事務局からはありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

9 閉会

○議長

それでは、これで第22期第3回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了